

表彰に関する規程

基準として制定	昭和 63 年 1 月 1 日
改正	平成 6 年 1 月 1 日
改正	平成 8 年 2 月 9 日
改正	平成 16 年 3 月 31 日
改正	平成 19 年 9 月 1 日
改正	平成 20 年 4 月 17 日
改正	平成 24 年 2 月 14 日
規程として整備	平成 26 年 12 月 12 日

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人全国登録教習機関協会（以下「本法人という。」）の会員で、本法人の業務運営に関し、顕著な功績のあったもの及び会員の職員として勤務し、成績良好な者に対して表彰を行う事項について定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、本法人の会員及び会員の役員並びに職員（実施管理者、講師、指導員を含む。以下同じ。）（以下「役職員」という。）に適用する。

第2章 表彰の種類

(表彰の種類)

第3条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- 一 功労賞
- 二 感謝状
- 三 優良賞

(功労賞)

第4条 功労賞は、本法人の会員として10年以上在籍し、本法人の発展に多大な貢献をした会員及び役職員に授与する。

(感謝状)

第5条 感謝状は、本法人の業務運営に関し、次の各号に該当するときに贈呈する。

- 一 本法人の委員として10年以上在任し、本法人の業務に多大の協力が認められる者
- 二 本法人の業務運営に関し、多大の協力が認められる会員

2 前各号に準ずる者又は会員

(優良賞)

第6条 優良賞は、技能講習制度の向上に永年にわたり貢献した者で次の各号のいずれにも該当する者に授与する。

- 一 専任の職員として通算10年以上常勤し、勤務成績が優良であること。
- 二 過去5年間、技能講習又は教習等の業務に関連して災害事故が発生していないこと。
- 三 表彰する日において満50歳以上であること。
- 四 会員からの推薦があること。

2 前項第4号の推薦は、別に定める推薦書により行うこと。

第3章 副賞

第7条 第3条に定める表彰には、副賞を添えることができる。

第4章 表彰の決定等

(被表彰者決定等)

第8条 会長は、本規程の定めにより、被表彰者を決定する。ただし、都道府県労働局長から登録の取消し等の命令を受けた登録教習機関及びその上位機関（傘下の登録教習機関を含む。）に所属する者については、当分の間、第3条で定める賞の対象としない。

(被表彰者決定の特例)

第9条 第5条第2項に基づく者については、理事会の承諾を得るものとする。

(被表彰者決定の取消)

第10条 表彰決定から表彰を受ける日までに、次の各号に該当するときは、第3条の表彰を取消する。

一 被表彰者が所属する登録教習機関(その上位機関又は傘下の登録教習機関を含む。)が、都道府県労働局長から登録の取消し等の命令を受けたとき。

二 第6条第1項第4号で定める推薦候補が取り下げられたとき。

(表彰の時期及び授与)

第11条 優良賞の表彰は、全国登録教習大会又は記念式典の席上において行う。

第5章 補則

(実施に関し必要な事項)

第12条 本規程の実施に関し必要な事項については、本規程で特別に定めるもののほかは、会長が別に定める。

(本規程の改廃)

第13条 本規程の改廃は、理事会の承認を得て行うものとする。

附 則

1. この規程は昭和63年1月1日から実施する。

2. この規程の実施の際、現に在任又は勤務している者については、就任又は就業の時に遡って、この規程を適用するものとする。

附 則

第1条及び第5条第1号の改正規定の変更は、平成6年1月1日から実施する。

附 則

第5条第1号の改正規定の変更は、平成8年2月9日から実施する。

附 則

第1条及び第7条の改正規定の変更は、平成16年3月31日から実施する。

附 則

第6条ただし書の改正規定の変更は、平成19年9月1日から実施する。

附 則

表彰内規5(運用基準)の改正規定の変更は、平成20年4月17日から実施する。

附 則

規程の名称、第1条、第3条、第4条及び第5条の改正規定の変更は、一般社団法人全国登録教習機関協会の設立の登記の日(平成24年7月2日)から実施する。

附則(平成26年12月12日改正)

本規程の改正は、平成26年12月12日より施行する。

表彰に関する規程細則

表彰内規及び運用基準を細則として制定 平成 26 年 12 月 12 日

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本細則は、表彰に関する規程（平成 26 年 12 月 12 日改正）（以下「表彰規程」という。）第 12 条に基づき、表彰の実施に関し、必要な事項を定めた確な管理と運用を図ることも目的とする。

第 2 章 優良賞

(定義)

第 2 条 表彰規程第 6 条第 1 項第 1 号で定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 「専任の職員」とは、実施管理者、講師、指導員その他職員の職務に専ら従事しているものをいう。

二 「通算 10 年以上常勤」とは、表彰する日の前月末までの常勤年数が 10 年以上（職員でなかった期間を除く。）であることをいう。

2 表彰規程第 6 条第 1 項第 2 号で定める災害事故には、被表彰候補者が受けた労働災害（休業を要しない労働災害を含む。）はもとより被表彰候補者の管理下にある者の労働災害事故を含むものであること。

(推薦)

第 3 条 第 6 条第 1 項第 4 号の推薦は、1 会員 1 名であること。

2 推薦は、表彰日前の指定された締切日までに指定された推薦書の送付により行うこととし、その内容は表彰日までの見込みにより作成すること。

(優良者表彰者数)

第 4 条 表彰規程第 6 条第 1 項による表彰員数は、一年度原則 10 名以内とする。

第 3 章 補則

(被表彰候補者の決定に当たっての基準)

第 5 条 表彰規程第 8 条に定める被表彰者の選考・決定に当たっては、都道府県労働局長から登録の取消し等の命令を受けた登録教習機関及びその上位機関（傘下の登録教習機関を含む。）に属する者は、都道府県労働局長から登録の取消し等の処分の終了した後、次の表の区分により被表彰者の対象としない。

登録の取消し等の処分内容	表彰の対象としない期間
登録区分の全部又は一部の取消し	取消し期間（最長 2 年間）に 1 年間を加えた期間
登録区分の全部又は一部の業務停止 6 ヶ月	業務停止 6 ヶ月に 1 年を加えた期間
登録区分の全部又は一部の業務停止 2 ヶ月	業務停止 2 ヶ月に 1 年を加えた期間

(表彰の授与等)

第 6 条 表彰は、表彰の場において、被表彰者本人に直接授与するものとする。ただし、都合により被表彰者が出席できない場合は代理の者に渡すことができる。

(被表彰者の費用負担)

第 7 条 被表彰者又はその代理の者の表彰式に出席するための旅費及び諸費用は、本法人から支給しない。

(実施に関し必要な事項)

第 8 条 本細則の実施に関し必要な事項については、本細則で特別に定めるもののほかは、会長が別に決める。

(本細則の改廃)

第 9 条 本細則の改廃は、会長が行うものとする。ただし、第 5 条の改廃については理事会の承認を得るものとする。

附則（平成 26 年 12 月 12 日制定）

本細則は、平成 26 年 12 月 12 日より施行する。